

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文

○ 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年五月二十六日法律第五十六号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十八条の二第四号の改正規定は、公布の日から施行する。